

令和4年4月26日
庁議資料
事務連絡
令和4年4月 日

部及び課（局・室・館・次）長 各位

総務部長
石橋 啓一

リバウンド警戒期間における職場の対応について

東京都によるリバウンド警戒期間が4月25日から5月22日まで延長することになったため、本期間における職場の対応については、下記のとおり取り扱うことといたしますので、各所属長におかれましては、所属職員への周知並びに取扱いについて十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

	延長前	延長後
期 間	3月22日から4月24日まで	4月25日から5月22日まで
出勤抑制	(1) 感染防止対策として行っていた分散勤務を目的とした一切の措置を終了する。 (2) 働き方改革の観点から行っている各種の制度については、今後も維持するとともに継続して利用することを可能とする（例：各職場における独自の分散勤務は終了するが、特別会議室及び記者クラブの利用は継続する）。ただし、働き方改革に基づく場合であっても市民サービスの低下を招かないこと及び職場における各職員の業務負担の偏りが発生しないことを条件とする。	変更なし
絶対退庁時間の厳守	絶対退庁時間20時30分	変更なし

	延長前	延長後
感染防止対策	マスク着用、石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気のほか、マスクを外しての会話を禁止する。職場内の会話を最小限にする。	変更なし
体調管理	(1) 毎日の検温 (2) 発熱、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があるとき（ワクチン接種後の副反応時も含む）は所属長へ報告し、所属長から職員課長又は職員課労働安全衛生担当へ連絡する。	変更なし
外出	混雑している場所や時間を避けて行動し、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。	変更なし
会食	都の「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗を利用し、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とする。 ※上記条件を超えて飲食する場合は、参加者の陰性証明書を確認することを推奨し、安全性を確認した上で実施する。	会食は、少人数、短時間で実施することに加え、都の「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している飲食店等の利用については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を <u>8人以内</u> 、滞在時間を2時間以内で実施する。 ※全員の陰性の検査結果を確認した場合は、人数、利用時間の制限の対象外とする。
その他		ゴールデンウィーク前にワクチン接種（事前の接種ができない場合は、ゴールデンウィーク期間を利用して接種）の協力を求める。 ゴールデンウィークに帰省、旅行等をする場合の事前検査及び旅行や会食後等、不安を感じた場合も検査の実施協力を求める。その他感染防止対策は、感染防止対策の項に同じ。

在宅勤務命令書の様式は、Garoon の庁内定型文書で公開しております。各所属長は、次月 5 日までに前月の在宅勤務命令書の電子ファイルを以下フォルダに格納してください。

提出先：U:¥共通フォルダ¥20230331_在宅勤務命令書提出フォルダ（職員課）

（問い合わせ）職員課人事研修係
（内線 2442・2443）